地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号 により随意契約をすることができる場

今回の契約が左に該当すること等の説明

1 契約の概要

令和6年度に開催する第48回全国高等学校総合文 化祭(大会愛称:清流の国ぎふ総文2024)における国 際交流事業に向けて、令和5年度に大韓民国訪日団を 招へいし、県内で実施する国際交流事業及び鹿児島県 で開催される第47回全国高等学校総合文化祭(大会愛 称:2023かごしま総文。以下、「かごしま総文」とい う。) における国際交流事業について、計画・実施す る。

2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な 事情の説明

「特定の者でなければ供給することがで きないものを調達するとき」及び「財産の 原因となる契約であって、価格競争により 契約の相手方を決めることが困難又は不 適当なものをするとき」以外の場合であっ て、契約の性質又は目的が競争入札に適さ ない特別の事情があるとき。

本業務の実施に当たっては、招へい国の高校生と国 売払い、物件の貸付けその他の県の収入の 際交流を円滑かつ効果的なものにするため、旅行や観 光等に関する専門的知識や経験を有する者が事業の趣 旨を踏まえ、柔軟な発想やアイディアをもって実行委 員会と協議を行い、計画・実施する必要がある。この ため、こうした分野に精通する者から提案される企画 を比較検討する「一般公募型プロポーザル」により、 契約者を決定することが必要である。

> 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当である ことの説明

契約相手は、令和5年3月23日に開催された「第48 回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流事業に 係る業務委託プロポーザル評価会議」にて、企画提案を 評価した結果、最優秀提案者(契約交渉の相手方)と 選定された業者であるため、適当である。

備考 この様式により難いときは、 必要な事項を含む適宜の様式によることができる。